

議案第40号

斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）定義及び不開示情報に係る規定の文言整理（第2条及び第10条の改正規定）

法に基づき運用することとなる保有個人情報開示制度と、条例に基づき運用する公文書開示制度との整合性を図るため、定義及び不開示情報に係る規定について、法の規定内容に準じ、文言等の整理を行う。

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和5年4月1日から施行します。

（2）経過措置

条例の施行日前にされた公文書の開示の請求又は申出については、なお従前の例によることとします。